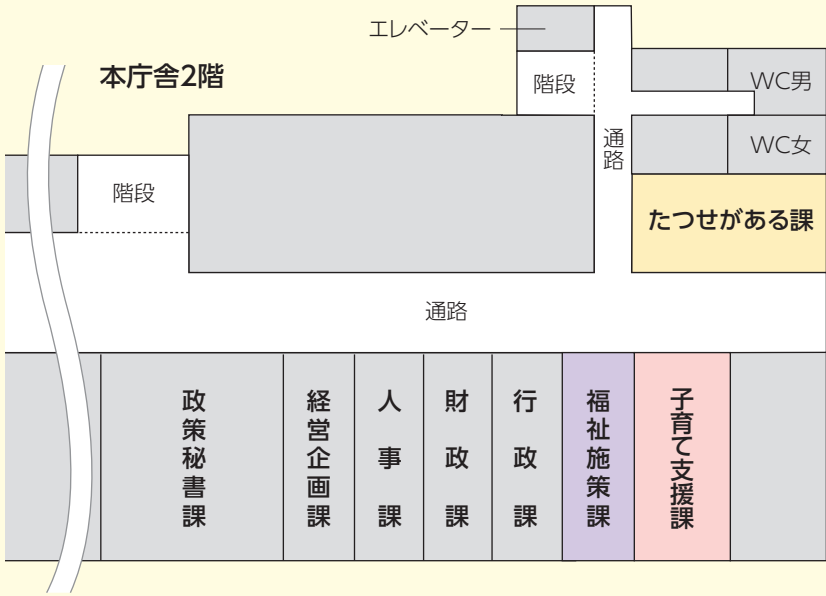
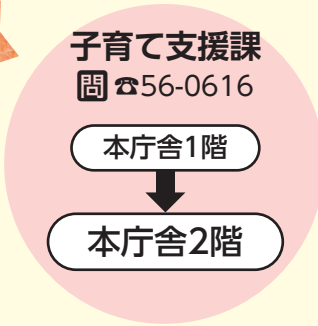
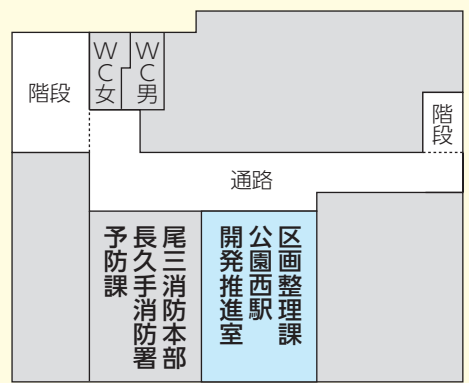


事務室の位置変更

4月から、以下のとおり、事務室の位置が変更になります。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



消防庁舎3階(岩作長池51)



第2回市役所等公共施設整備ワークショップ ☎ 財政課 ☎56-0606

記事ID 11144

市役所の建替えに向けて市民のみなさんが、使いやすく親しみやすい新庁舎になるようワークショップを開催しています。

時 4月21日(土) 13:30~16:30
場 西庁舎3階 研修室
内 立地に関するグループワーク



禁煙外来治療費助成 ☎ 健康推進課 ☎ 63-3300

記事ID 6892

たばこをやめられないのは「ニコチン依存症」という病気であると言われ、治療が必要です。

対 以下のすべてに該当する人

- 治療開始前に健康推進課に所定の申請をしている人
- 申請時から助成金請求時の間、本市に住民登録のある満20歳以上の人
- 市の禁煙外来治療費助成を受けたことがない人 (助成金の交付は1人1回)
- 公的医療保険(健康保険)適用の所定の治療課程を完了し、医療機関から治療完了が確認できる文書(終了証書等)を受けた人

内 助成金額: 禁煙外来治療費にかかる自己負担額の1/2 (百円未満切り捨て、上限10,000円)

申 治療開始前に健康推進課に申請してください。医療機関に受診の予約をし、治療を開始してください。治療は概ね3か月で5回受診します。治療が完了したら、健康推進課で助成金の請求手続きをしてください。助成金の請求期限は健康推進課に申請をした日から6か月です。

他 領収書(医療機関・薬局で発行されたもの)は、すべて大切に保管してください。途中で治療を断念した場合の治療費用は、一切助成されませんのでご注意ください。